

保証協会が創業をサポートします

# 創業 関連保証



## 限度額 2,000万円

平成30年4月から創業者の皆さまが  
無担保かつ手元資金なしで受けられる  
融資の限度額を1,000万円から

## 2倍に拡充しました

ポイント

1

### 無担保自己資金 要件なし

ポイント

2

### 期間は 最長10年

お申し込みの際は、次の点にご注意ください。

●ご利用いただける方：次の①～③のいずれかに該当する方

- ①創業者（創業計画段階にあり今後創業する者）
- ②創業5年未満の者
- ③中小企業者である会社が、新たに会社を設立（分社化）する者等

●資金用途：創業期に必要な運転資金・設備資金

●貸付利率：金融機関所定の利率となります\*

- 連帯保証人：原則として、法人の代表者を除き不要
- 担保：不要
- 保証料率：年1.00%\*

\* 県商工業振興資金を利用すると、県と市町村（一部を除く）から保証料補給が受けられます  
金利についても長期固定となるメリットがあります

本制度に関する詳細は、お近くの保証協会または取引金融機関にお問い合わせください

企業のちかくで、事業のちからに。



## 山形県信用保証協会